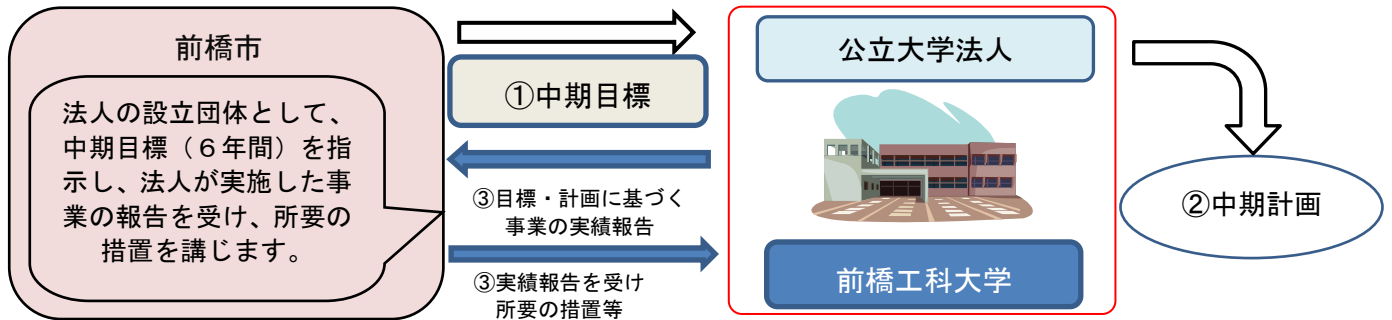


公立大学法人前橋工科大学第3期中期目標（素案）に関するパブリックコメント（意見募集）の実施について

1 市と法人の関係



①設立団体の長である市長は、地方独立行政法人法に基づき、法人が達成すべき業務運営に関する6年間の目標を定め、法人に指示します。これが「中期目標」であり、前橋工科大学の運営方針です。

②法人は、市長の指示を受け、中期目標を達成するための具体的な計画を策定します。これを6年間の「中期計画」といいます。

③法人は、中期目標及び中期計画に関する業務の実績について、前橋市が設置する「公立大学法人評価委員会」の評価を受けることとされています。

2 公立大学法人前橋工科大学第3期中期目標（素案）のパブリックコメント実施理由

第2期（令和元年度～令和6年度）の中期目標の期間が終了することから、第3期（令和7年度～令和12年度）の素案を作成するに当たり、広く市民の皆様の意見を聞くものです。公立大学法人第3期中期目標（素案）は、別添のとおりです。

3 第2期中期目標からの主な変更点

①教育に関する目標に学生支援を追加し、履修、学修、メンタルヘルス等に関する支援を実施する旨の項目を追加

②学生の就職支援の項目に市内企業との共同研究や技術相談等を通して、学生が市内企業の情報に触れる機会を拡大する旨の文言を追加

③地域貢献における地域社会への研究成果の還元の項目に本市政策その他地域の喫緊のニーズを把握する旨の文言を追加

④地域貢献に関する目標にこどもたちに工学の面白さなどを知ってもらう機会を幅広く提供する項目を追加

⑤組織運営の項目に職員の能力向上に努め、限られた財源と人的資源で効率的な大学運営を図る旨の文言を追加

⑥業務運営の改善及び効率化に関する目標に職員の人事評価制度を定めて運用する旨の項目を追加